



平成14年6月28日

金融庁長官

森 昭治 殿

大分商銀信用組合

金融整理管財人 荷宮由信



金融整理管財人 木原禄郎



預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

I. はじめに

大分商銀信用組合は、平成14年3月1日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「その財産を持って債務を完済することができず、また、業務若しくは財産の状況に照らし、預金の払い戻しを停止する恐れがある」旨の申出を行いました。

これを受けて同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、就任後遅滞なく大分商銀信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査活動を開始し、平成14年5月13日に金融庁長官に対し預金保険法第80条に基づく報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第83条に基づき行なった大分商銀信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1. はじめに

金融整理管財人は、大分商銀信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事、またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから就任後、金融整理管財人1名(弁護士)に公認会計士4名を加えて「経営責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行なってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

第2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、前々及び前理事長ならびにその他の理事に関し、業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について会計帳簿を精査し、関係者からのヒアリングを行うなどして慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、当組合の破綻の要因となった与信取引等について検討した結果、一部刑事責任追及可能かと思われる事

例もありましたが、最終的に責任追求に足る資料を発見できず、また仮に発見できたとしても、相当の期間が経過しているために公訴時効も完成していると思料されることから現在まで告発等にいたる事案を発見するに至っておりません。

第3. 民事上の責任追及について

(1) 方針

民事上の責任については、旧経営陣等について、職務上の義務違反による善管注意義務違反を中心に、該当する事由の有無について、正常先の1億円以上の貸出先全件及び必要と認めた貸出先。要注意先5千万円以上の貸出先全件及び必要と認めた貸出先。破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先については2千万円以上の全件及び必要と認めた貸出先ならびに過去10年間の償却債権について稟議書等の内部資料を1件ずつ精査し、業務運営が適切に行なわれていたかどうか調査いたしました。

(2) 調査内容

与信権限、決裁過程等について、組合諸規定の確認及び理事・職員等からのヒアリングによって、形式面・実体面、両面にわたって調査を行ないました。

そのうえで、個別先の稟議書及び付属資料、担保調書等について調査を行ない、与信の審査内容(財務内容等債務者の状況、既往貸出等の返済状況、資金使途、返済財源の確認、担保評価等)や管理状況(条件変更等)及び回収手続について調査を進めてまいりました。

(3) 検討事項

上記の結果、経営悪化と過剰な設備投資により資金繰りが逼迫している先に対し、保全や返済原資につき問題がある追貸や、名義借り、迂回融資といえる分割融資を継続したことにより、資金の固定化、不良債権化を招いているものなど、実行にあたっての管理責任が問われる事案があり、発生した損失につき、金融整理管財人は、旧経営陣等に対する民事上の責任追及について検討を進めております。しかしながら、民事上の提訴を行うためには、グループ企業等の分散融資への詳細な検討、迂回融資か否かの詳細な検討等を含め、さらに具体的な調査を行う必要があると考えております。

(4) 旧経営陣等に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任を求める方針ではありますが、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、当組合の事業の譲渡、解散以降は、株式会社整理回収機構において、責任追及が行いえるよう、調査資料を同社に引き継いだうえで、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡する予定であります。